

## 36 児童虐待の防止等に関する専門委員会の報告書のとりまとめについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策室

### ○ 設置の経緯等

児童虐待の一つの動向を示す児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数が、ここ数年大幅に増えてきているとともに、内容的にも親の意に反する入所措置を家庭裁判所に申し立てる件数の増加など対応が困難なケースが増加しており、本問題は依然として早急に対応すべき社会的課題となっている。

また、児童虐待防止に向けた取組みの中心である「児童虐待の防止等に関する法律」(施行 平成12年11月20日)の附則において「児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後3年を目処として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされている。

このため、児童虐待防止に関する現行制度の実施状況等を踏まえて、医療、保健、福祉、法律などの専門的知見から制度全般にわたり課題を整理、検討することとし、社会保障審議会児童部会に児童虐待の防止等に関する専門委員会（委員長 柏女靈峰淑徳大学社会学部教授）を設置し、昨年12月3日に第一回委員会を開催。

被虐待児童への対応は一般的には予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアの3段階に整理されることから、本専門委員会にあっても、それぞれにワーキングチームを立ち上げ、その検討チームでの議論も合わせ計14回開催し、6月18日に報告書がとりまとめられた。

### ○ 専門委員会での議論に共通する考え方

#### 1. 予防から自立までの切れ目ない支援

現行の虐待防止法は主として、早期発見・対応について規定されているが、虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援すること。

この観点に立ち、発生予防から虐待された子どもの自立に至るまで、多様な関係機関による切れ目のない支援体制を整備。

#### 2. 待ちの支援から支援を要する家庭への積極的アプローチに転換

児童虐待の特性（家庭（地域）内で発生、虐待と認めない親が多いなど）にかんがみ、親の権利や個人のプライバシーに最大限配慮しつつも、関係機関側から積極的に親・子に支援を働きかける方策を推進。

### 3. 家族再統合・家族養育機能の再生を目指し、親も含めた家族を支援

家庭的な暖かい養育環境での生活が子どもの健全育成には望ましいとの基本認識の下、家族再統合・家族養育機能の再生を目指す方向で支援。

この考えに基づき、子どもに対する支援はもとより親（含む里親）を含めた家族を支援するという視点に立ち施策を推進。

また、それが困難な場合であっても、できる限りそれに準じた生活環境の確保に努める。

### 4. 虐待防止ネットワークなど市町村の取り組みを強化

児童虐待問題の解決に当たっては、地域、特に市町村における取組みが重要。なお、その際には、都道府県（児童相談所、保健所等）との協力関係の確保が必要。

#### ○ 主たる議論の内容

##### （予 防）

虐待予防に関する保健師等の専門的支援については、「支援を望む人に幅広く」から「支援を必要とする人にきめ細かく」へと考え方を転換し、支援の重点化を図っていくべき。

- ・ 生後間もない時期の家庭、健診未受診家庭など、自ら訴え出ないが実際には過重な負担のある養育者を中心に積極的にアプローチ。
- ・ 支援すべき者の確実な把握や支援内容を的確に判断するため、リスク要因や程度をアセスメントする指標を確立。
- ・ 一義的な相談など虐待の予防に関する市町村の役割を強化。
- ・ 子どもの人権尊重の明確化、周知。

##### （早期発見・早期対応）

虐待防止対策の中心である児童相談所の現行体制は限界との認識の下、一部の業務の委譲、司法関与による機能強化、市町村の役割の明確化などを行うべき。

- ・ 業務の重点化、機能の強化など児童相談所の全体（含む一時保護所）の在り方の見直し。（→具体的には児童部会でさらに検討）
- ・ 民間団体も含めた幅広い虐待防止市町村ネットワークの設置促進。
- ・ 地域福祉の核である福祉事務所（家庭児童相談室）、児童委員などの活用。
- ・ 家庭裁判所の承認に基づく親の意に反する施設入所措置については、  
①期限付きのものとし、必要に応じ、再審査をするなどの仕組み、  
②子どもの安全を確保する観点から保全処分ができる仕組み、  
の導入に向け検討。

- ・ 保護者指導に関しては、家族再統合等を促す観点から司法の枠組に適するような制度設計を前提に司法関与の制度導入を検討。
- ・ 18才以上の未成年の親の親権喪失については、児童相談所長による申立を認めることが適當。

(保護・支援・アフターケア)

子どもの安全・安心な生活の保障に留まらず、子どもの自立支援、更には親指導を通じた家族再統合・養育機能の再生をめざすべき。

このため、「家族」への支援という視点に立ち、親指導の充実に取り組んでいくとともに、仮に再統合が困難な場合であっても可能な限り家庭的な生活環境を保障するべき。

- ・ 規模の小さな施設、里親制度、自立援助ホームの充実。（→具体的な児童福祉施設体系や里親の在り方については「社会的養護のあり方に関する専門委員会」においてさらに検討）
- ・ 在宅支援の強化の視点からは、N P O等民間団体も含めた広範な関係者からなる虐待防止市町村ネットワークの整備促進。
- ・ 自立に向けた長期支援には「見守り役」としての市町村の役割が重要
- ・ 保護者指導に関しては、家族再統合等を促す観点から司法の枠組に適するような制度設計を前提に司法関与の制度導入を検討。（再掲）
- ・ 保護者に対する治療・指導プログラムの充実、発展。

※ なお、予防から保護・支援までのすべての段階で、関係職員等の資質の向上の必要性が指摘されている。

## ○ 今後のスケジュール

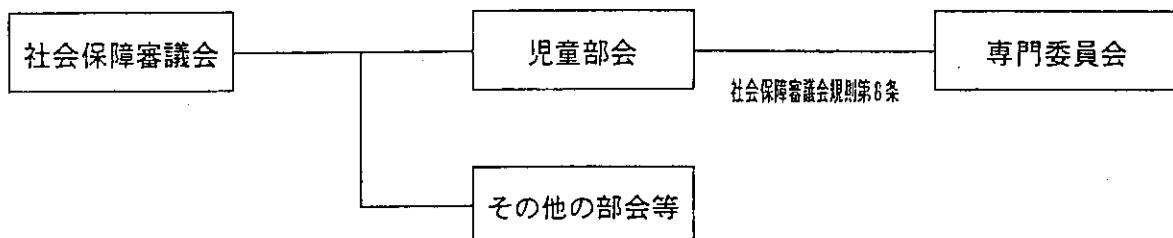
都道府県、市町村の役割、児童相談所の在り方については児童部会（本テーマに関する第1回として5月30日に開催）で、児童福祉施設、里親等の在り方については「社会的養護のあり方に関する専門委員会」（5月23日に第1回を開催）で、それぞれ児童虐待の防止等に関する専門委員会での議論を踏まえつつ、引き続き議論することとされている。これら全ての議論を10月頃を目途として集約し、児童部会として制度見直しの基本的な方向を取りまとめる予定。（別紙1）

## ○ 委員名簿

### 別紙2

なお、関係省庁等もオブザーバーとして参加。（警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所）

## ○ 専門委員会の位置付け



※ 社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）  
第8条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会  
又は部会に諮って委員会を設置することができる。

### これまでの協議経緯

#### ○専門委員会

第1回	平成14年12月3日（火）
第2回	平成15年1月29日（水）
第3回	平成15年5月19日（月）
第4回	平成15年6月2日（月）
第5回	平成15年6月18日（水）

#### ○各検討チームごとの協議

##### （虐待の発生予防に関する検討チーム）

第1回	平成15年1月7日（火）
第2回	平成15年4月21日（月）

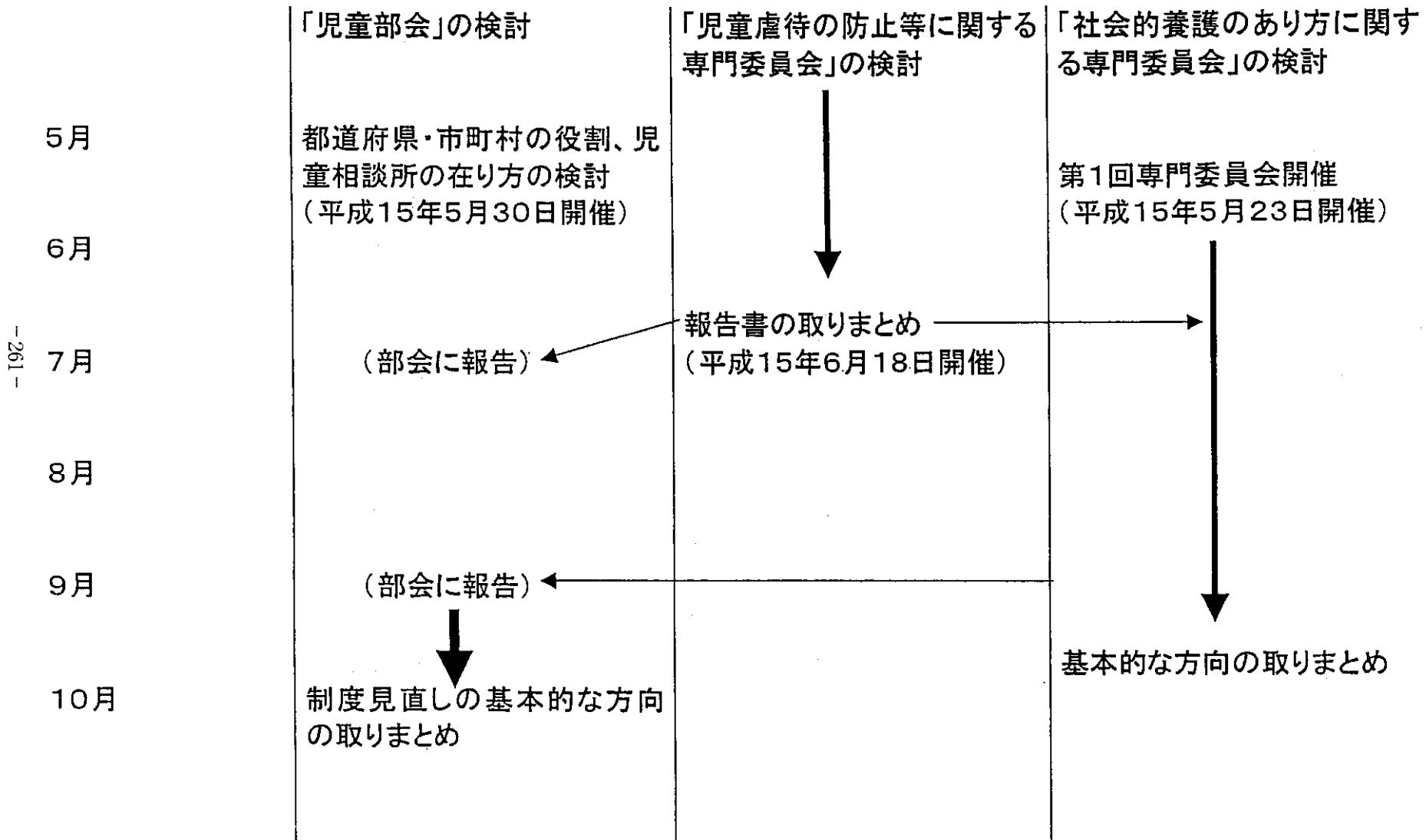
##### （虐待の早期発見・早期対応に関する検討チーム）

第1回	平成15年1月8日（水）
第2回	平成15年2月12日（水）
第3回	平成15年4月18日（金）
第4回	平成15年5月2日（金）

##### （被虐待児童に対する保護・支援に関する検討チーム）

第1回	平成14年12月24日（火）
第2回	平成15年2月17日（月）
第3回	平成15年4月18日（金）

## 今後の児童部会の進め方について



## 児童虐待の防止等に関する専門委員会

委員名	役職
-----	----

◎ 柏女 露峰	淑徳大学 社会学部 社会福祉学科 教授
---------	---------------------

## (虐待の発生予防に関する検討チーム)

川名 紀美	朝日新聞 論説委員
※ 佐藤 拓代	大阪府健康福祉部 地域保健福祉室長
田中 康雄	国立精神・神経センター精神保健研究所 児童・思春期精神保健部 児童期精神保健研究室長
柳田 喜美子	日本医師会 常任理事
山田 和子	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 看護マネジメント室長

## (虐待の早期発見・早期対応に関する検討チーム)

青木 晋	東京家庭裁判所 判事
影山 秀人	横浜みらい法律事務所 弁護士
才村 純	日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長
※ 津崎 哲郎	大阪市中央児童相談所長
吉田 恒雄	駿河台大学 法学部 教授

## (被虐待児童に対する保護・支援等に関する検討チーム)

奥山 真紀子	国立成育医療センター こころの診療部長
加賀美 尤祥	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
高橋 利一	法政大学 現代福祉学部 教授
西澤 哲	大阪大学大学院 人間科学研究科 助教授
○※ 松原 康雄	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授

( ◎ : 委員長 ○ : 副委員長 ※ : 座長 )